

北海道告示第10601号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月13日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 畜産環境対策総合支援事業</p> <p>家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組及び悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会</p>	<p>補助対象者が畜産環境対策総合支援事業を行う場合又は市町村が畜産環境対策総合支援事業を行う協議会に補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業 3 畜産環境対策推進体制支援事業 4 畜産環境関連施設等導入支援事業 	<p>1、2は定額又は2分の1以内 3は定額 4は2分の1以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第226号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第226号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興（全道の区域にわたり事業を行う広域事業者にあつては、農政部生産振興局畜産振興課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う広域事業者が実施する場合を除く。）</p>	

<p>2 みどりの食料システム戦略交付金事業 資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>								
<p>(1) 推進体制整備事業</p>	<p>別記1の1の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の1の事業実施主体（補助事業者）が推進体制整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 持続的な食料システム構築に関する計画の策定に要する経費 (2) 専門指導員の育成・確保に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>(2) 有機農業産地づくり推進事業</p>	<p>別記1の2の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の2の事業実施主体（補助事業者）が有機農業産地づくり推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の2の事業実施主体（補助事業者）に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 有機農業実施計画の策定に要する経費 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践に要する経費</p>	<p>定額、2分の1以内（機械リースについては2分の1以内とする。） （（1）については、有機農業実施計画を策定する市町村1カ所当たり1,000万円を補助額の上限とする。また、（2）については、市町村1カ所当たり800万円を補助額の上限とする。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

(3)有機転換推進事業	別記1の3の事業実施主体のとおりに	<p>別記1の3の事業実施主体（補助事業者）が有機転換推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の3の事業実施主体（補助事業者）に対し有機転換推進事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 有機農業に新たに取り組もうとする農業者の、生産資材の切替え等に要する転換初年度の掛かり増し経費</p> <p>(2) 支援対象者へ行う、実績報告又は実施状況の確認及び指導に要する経費</p>	<p>(1) 交付単価2万円/10a以内</p> <p>(2) 定額（(1)の1割以内。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p> <p>1部別に指示する総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
(4)グリーンな栽培体系への転換サポート事業	別記1の4の事業実施主体のとおりに	<p>別記1の4の事業実施主体（補助事業者）がグリーンな栽培体系への転換サポート事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の4の事業実施主体（補助事業者）に対しグリーンな栽培体系への転換サポート事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費</p>	<p>定額、2分の1以内（機械導入については2分の1以内とする。）（補助額の上限は別記2のとおりにする。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p> <p>1部別に指示する総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
(5)SDGs対応型施設園芸確立事業	別記1の5の事業実施主体のとおりに	<p>別記1の5の事業実施主体（補助事業者）がSDGs対応型施設園芸確立事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の5の事業実施主体（補助事業者）に対しSDGs対応型施設園芸確立事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催に要する経費</p> <p>(2) マニュアル作成・情報発信に要する経費</p> <p>(3) 環境影響評価の実施に要する経費</p> <p>(4) 新技術の実証に要する経費</p> <p>(5) 省エネ機器設備・資材の導入に要する経費</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)定額</p> <p>(5) 2分の1以内</p> <p>((4)に取り組む場合においては、(5)の取組如何に関わらず7,000万円を補助額の上限とし、(5)のみに取り組む場合においては2,500万円を補助額の上限とする。)</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p> <p>1部別に指示する総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については農政部生産振興局農産振興課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>

<p>(6) 地域循環型エネルギーシステム構築事業</p>	<p>別記1の6の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の6の事業実施主体（補助事業者）が地域循環型エネルギーシステム構築事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の6の事業実施主体（補助事業者）に対し地域循環型エネルギーシステム構築事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費</p>	<p>定額 （太陽光発電設備機器設備機器に係る経費のみ2分の1以内とする。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部生産振興局技術普及課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
<p>(7) バイオマス地産地消の推進事業</p>	<p>別記1の7の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の7の事業実施主体（補助事業者）がバイオマス地産地消の推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の7の事業実施主体（補助事業者）に対しバイオマス地産地消の推進事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの （1） バイオ液肥散布車の導入に要する経費 （2） メタン発酵バイオ液肥等の利用促進に要する経費 （3） バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証に要する経費 （4） 環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化に要する経費</p>	<p>（1）、（4）の機械・施設整備2分の1以内 （2）、（3）、（4）の活用促進定額 （（1）のうち推進交付金に該当するもの、（2）、（3）については、1事業申請当たり500万円、（4）の機械・施設整備については、1事業申請当たり1億5,000万円、（4）の利用促進については、1事業申請当たり2,000万円を補助額の上限とする。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部生産振興局技術普及課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>